2026年5月15日

各　位

会 社 名　アイダエンジニアリング株式会社
代表者名　代表取締役社長　鈴木　利彦
（コード：6118 東証プライム）
問合せ先　管理本部副本部長　熊谷　彰仁
（TEL. 042-772-5231）

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第91回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、これらの取締役及び監査役が責任限定契約を締結できる旨の規定として、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更することにつきご承認をお願いするものです。

なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

| | |
|---|---|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2026年6月25日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 2026年6月25日（予定） |

以上

＜別紙＞

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （取締役の責任免除）<br>第29条　当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br>②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 | （取締役の責任免除）<br>第29条　<現行どおり><br>②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 |
| （監査役の責任免除）<br>第38条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br>②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 | （監査役の責任免除）<br>第38条　<現行どおり><br>②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 |

以上